

事務局資料

令和4年10月13日

金融庁

「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」

- 2050年脱炭素等に向けた内外の動きが加速する中で、金融機関等においては、国際的な議論や顧客企業・地域の特性を踏まえつつ、企業と協働して持続可能性の向上に資する実効的な取組みを進めることが重要となっている。
- 国際的には、2050年脱炭素と統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の在り方などについて、大手金融機関等による議論が進んでいる。地域においても、顧客企業との間で、地域全体の戦略やサプライチェーンの動向も踏まえながら省エネや脱炭素等について創意工夫を図る金融機関の取組事例がみられつつある。
- 本邦企業の状況を踏まえながら、脱炭素に向けた企業との対話を進める金融機関等の一助となるよう、サステナブルファイナンス有識者会議の下に専門の検討会を設置し、国内外の動向・実例を参照しつつ、金融機関が脱炭素に向けた取組みを行う際に有用な留意点等も含め、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策について議論を行う。

共有・議論すべき論点の一例

① トランジション等に係る国際的な動向・実例

- ネットゼロに係る国際的な金融機関等によるイニシアティブ(NZBA、GFANZなど)の議論の動向
- 金融機関等に止まらない研究機関等による「科学的に統合的」な削減経路の見える化に向けた議論の状況
- 上記のような金融・産業による目標設定の在り方に係る議論を踏まえた、実際の金融機関・企業による協働の取組み
- COP27(11月・エジプト)も踏まえた最新の状況

② 地域における脱炭素等の取組み

- 地域金融機関・企業が直面する課題や、こうした課題解決に資する参考事例
- 地域金融機関に期待される役割や地域企業との対話のあり方、具体的ステップ
- 地域における脱炭素等に向けた官民の連携のあり方

③ 今後の対応に向けた議論

- 金融機関が脱炭素に向けて行う考え方、有用な留意点、取組事例
- 金融機関の属性(規模・特性)も踏まえた企業との対話のあり方

1. 金融機関における気候変動への 対応についての基本的な考え方

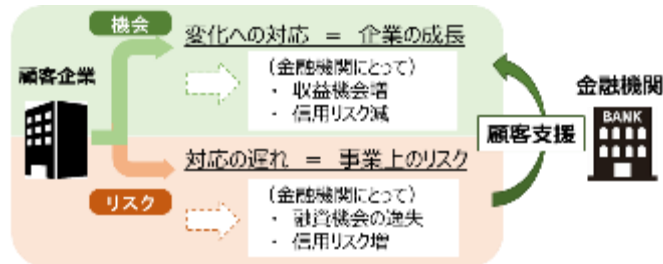
金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(22年7月)

- 金融庁の検査・監督基本方針(2018年6月29日公表)を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方(ガイダンス)**を整理し、2022年7月12日に公表。
- 本ガイダンスでは、顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靱な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。



金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供** 等

金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

コンサルティングやソリューションの提供

- (例)
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
 - エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介(顧客間のマッチング)

成長資金等の提供

- (例)
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供(トランジション・ローン、グリーンローンなど)
 - 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

面的企業支援・関係者間の連携強化

- (例)
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
 - 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方

□ ガイダンスでは、金融機関の参考となるよう顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方を盛り込んでいる。

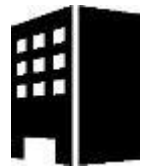
自身の知見の蓄積

- 金融機関として、技術開発や製品化等の経験を有する専門家の採用等を通じて産業知見を高め、投融资や支援に活用 等
- 地域の産業構造と影響度を分析し、優先して支援を行う業種等を特定、人材面を含む支援策に活用

産学官金の連携

- 他の金融機関や地元自治体、研究機関と連携し、地域事業者の事業展開等を面的に支援
- 地域の中核メーカーの対応も踏まえて、関連サプライヤー企業に戦略検討、技術開発等を支援

顧客企業



アドバイスの提供



成長資金の提供

金融機関



自治体等



大学等



産学官金の連携



地域企業等

アドバイスの提供

- 顧客企業が脱炭素化に取り組む第一歩としての「温室効果ガス排出量」の「見える化」の支援や、これを通じた削減策の実行支援
- 顧客企業の持つ技術を新たな製品やサービスの創出に結び付けるための顧客間のマッチング 等

成長資金の提供

- 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給 等
- 脱炭素化等の事業変革に向けた取組みを促す資金の提供(グリーンローン、トランジション・ローン等も活用)、実行後のモニタリング等による伴走支援

地域における金融機関や公的機関等の連携

- ガイダンスでは、同一地域内に広く関連する産業・企業等が所在する場合には、関連企業や団体、金融機関、公的機関等の関係者が連携しながら、企業等が抱える共通の課題について俯瞰的に検討し、企業群全体に面的な支援を図っていくことが重要である旨を指摘している。
- 東海地方では、東海財務局と中部経済産業局が連携して、金融・産業両面からサプライヤー企業への支援を進めるとし、以下のような情報共有の枠組みの構築や、地域の支援拠点を核としたサプライヤー企業の課題抽出、戦略策定など専門人材を活用した伴走型支援の体制整備を図っている。

東海地方での「自動車産業と金融機関によるカーボンニュートラルサポート連絡会」

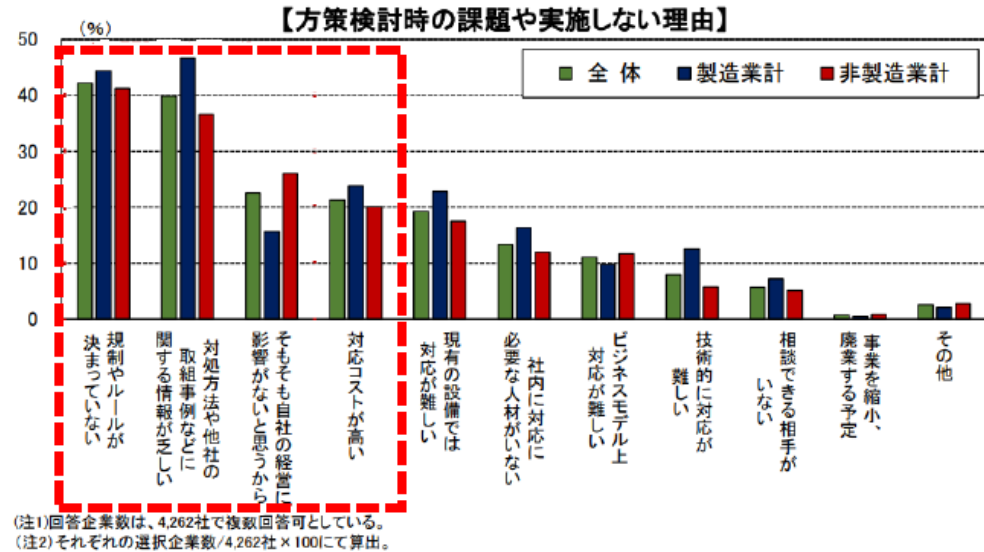
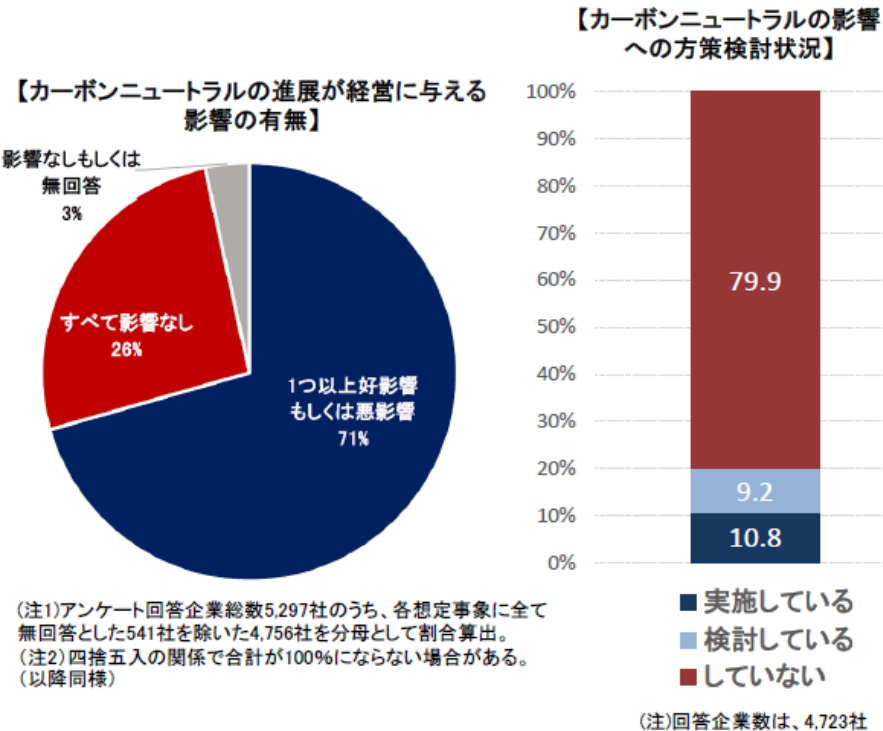


(注)OEMの方針によってサプライヤーに求められる対応も異なることから、まずはトヨタ系を中心にスタート。その後、他OEMへの横展開を検討。

中小企業等による対応の状況

- 中小企業の多くは、カーボンニュートラルの進展が経営に与える影響を認識しているが、カーボンニュートラルの影響への方策の検討状況を見ると、約8割の企業が実施・検討を「していない」とし、情報面・知識面・人材面での課題等が挙げられている。
- 具体的な脱炭素等の対応のあり方については、地域金融機関でも悩みを抱える先が多いとの指摘があり、脱炭素に係る取組の意義と現状、業種や規模を踏まえた対応のあり方、これに応じた支援策等の総合的な情報提供・浸透が求められる。

中小企業によるカーボンニュートラル対応の現状



2. 国際的な動向

国際的な民間イニシアティブの動き

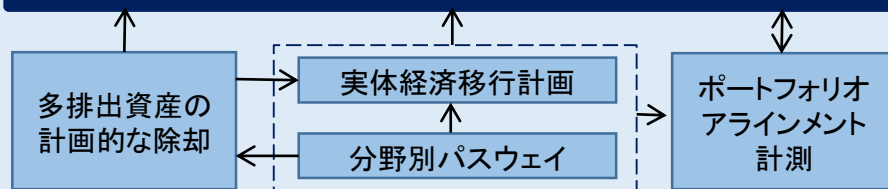
- 2021年4月、金融機関や投資家等による業態別のネットゼロを目指すイニシアティブを統合するGlasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ) が発足。
- 傘下となるイニシアティブへの参加にあたっては、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局が実施する「Race to Zero」キャンペーンにも準じたコミットメント(例えば、2050年までに投融資先に係る温室効果ガス(GHG)排出をネットゼロにすること、このための2030年までの中間目標を設定すること等)が求められている。

Glasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ)

- 2021年4月設立。マーク・カーニー国連事務総長特使を議長とし、金融界が業態別にネットゼロを目標とするイニシアティブを統合し連携・拡充を図る戦略的フォーラム。

2022年作業計画

ネットゼロに向けた金融機関の移行計画



新興市場や途上国への資金動員

- 国際金融設計の強化
- マーケット・メイキングの規模拡大
- 国別解決策の推進

気候トランジション関連データ(オープンデータプラットフォーム)

- 気候変動に関する行動とコミットメントを監視するための透明性を強化し、金融機関が移行計画を策定・実行するために必要な情報を提供する。

ネットゼロに向けた公共政策

- 秩序ある公正な移行を確保しつつ、金融システムをネットゼロに整合させるために幅広い改革が必要であることを伝え、GFANZ等の成果物を規制制度に組み込む。

Net Zero Banking Alliance (NZBA)

- 2021年4月設立
- 116行(うち、日本5社)
70兆ドル

Net Zero Insurance Alliance (NZIA)

- 2021年7月設立
- 29社(うち、日本3社)
8兆ドル

Net-Zero Asset Managers Initiative(NZAM)

- 2020年12月設立
- 273社(うち、日本13社)
61.3兆ドル

Net-Zero Asset Owner Alliance (NZAOA)

- 2019年9月設立
- 74社(うち、日本5社)
10.6兆ドル

GFANZにおける金融機関の移行に関する議論

- 2022年6月15日、GFANZは、ネットゼロに向けた金融機関の移行に関する5つの文書を公表(その後一部更新)。
- 特に、「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」は、金融機関の信頼性ある移行計画について、10の要素からなるフレームワークを提示し、ネットゼロに向けたコミットメントと統合的な目標設定、商品開発、エンゲージメント等の実施を提言している(11月のCOP27前に最終化予定)。

金融機関の移行計画に関する5つの公表文書



①「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」

- ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言と任意のガイダンス
- 7月27日に市中協議終了

②「金融機関向けセクター別パスウェイの利用ガイダンス」



金融機関が移行計画の策定等でセクター別パスウェイの適合性を判断するためのガイダンス

④「実体経済の移行計画への期待」



企業が信頼ある移行計画を策定するための既存のガイダンスや金融機関の評価手法を集約(9月)

<信頼性のある金融機関の移行計画のフレームワーク>

①基礎

目的と優先順位

②実行戦略

商品とサービス

活動と意思決定

方針と実行条件

③エンゲージメント戦略

顧客とポートフォリオ企業

産業界(同業者含む)

政府や公的セクター

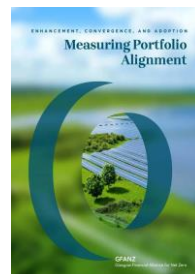
④指標と目標

⑤ガバナンス

役割、責任、報酬

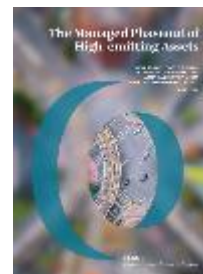
スキルとカルチャー

③「ポートフォリオアラインメントの計測」



ポートフォリオアラインメントの計測例などを提示(8月)

⑤「多排出資産の計画的な除却」



計画的な除却の在り方、対象となる資産、進め方等について基本的考え方を提示

「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」(1/2)

| 10の要素 | 提言 | 開示例 |
|--------------------|--|--------------------------|
| ①基礎 | | |
| 目的と優先順位 | 2050年またはそれ以前にネットゼロに到達するという組織の目的を、測定可能な目標、マイルストーン、スケジュールとともに定義する。気候ソリューションへの融資、ネットゼロに統合した顧客やポートフォリオ企業を探すことによる脱炭素化、顧客やポートフォリオ企業をネットゼロに統合させるための活動、計画的な除却など、トランジションのための行動の優先順位を明確にする。 | 短期・中期・長期の目標・コミット・計画 |
| ②実行戦略 | | |
| 商品とサービス | 既存・新規の商品・サービスを1.5度ネットゼロの道筋に合わせ、実体経済におけるネットゼロ移行を加速・拡大し、移行関連の教育・アドバイスを提供し、組織のネットゼロ移行戦略に従ってポートフォリオの脱炭素化をサポートする。 | 移行計画の商品への反映手法 |
| 活動と意思決定 | 金融機関のネットゼロの目的と優先事項を、その中核となる評価・意思決定ツールやプロセスに組み込み、ネットゼロコミットメントを支援する。 | 重要な意思決定プロセスの変更 |
| 方針と実行条件 | 例えば火力発電用石炭、石油・ガス、森林伐採といった、優先順位の高い分野に関する方針と条件を設定する。他の多排出分野も含めて、投融资・引受ポートフォリオにおける金融機関のネットゼロの目的や優先順位に沿った事業の境界を定める。 | 投資や金融サービスの条件 |
| ③エンゲージメント戦略 | | |
| 顧客・投融资先企業 | 顧客や投融资先企業に対し、積極的かつ建設的にフィードバックや支援を行い、ネットゼロに沿った移行戦略、計画、進捗を促す。また、エンゲージメントが効果的でない場合には、その結果についてエスカレーションを図るフレームワークを持つこと。 | エンゲージメントの目的と優先度 |
| 産業界 | 産業界や同業者と積極的に関わり、a) 適切に移行に関する専門知識を交換し、共通の課題に共同で取り組む b) 顧客や政府などの外部のステークホルダーに対し、金融セクターの意見をまとめた形で代表する。 | 産業イニシアティブとの連携・参画 |
| 政府や公的セクター | ネット・ゼロへの移行を加速し秩序あるものにするための政策を支持し、かつ組織のネットゼロへのコミットメントに反しないようにする。投資先企業のロビー活動やアドボカシー活動について、投資先企業のネットゼロ目標との整合性を図るため、エンゲージメントの手段を活用する。クリーンな投資計画や政策について、政府やその他ステークホルダーと議論し、気候変動対策への民間投資の誘致を支援する。 | トピックやオーディエンス含むエンゲージメント活動 |
| ④指標と目標 | | |
| 指標と目標 | 気候変動対応ソリューションの拡大、エンゲージメント、計画の実行、投融资先の排出量 (financed emissions)、計画的な除却の事業など、ネットゼロ戦略と優先事項を支える主要な測定基準に対する目標を設定する。ネットゼロ移行計画実施の進捗を評価するため、様々な指標をモニターする。 | 指標の詳細、Scope1-3排出量など |
| ⑤ガバナンス | | |
| 役割・責任・報酬 | 取締役会および上級管理職の役割を明確にし、ネットゼロ目標に対するオーナーシップ、監督、責任を持たせる。設計と実施の全側面について、適切な個人とチームを割り当てる。移行計画を定期的に見直し、重要な更新や開発が組み込まれていること、課題が軌道修正の機会として見直されていること、および実施上のリスクが管理されていることを確認する。 | ガバナンス構造と報告体制、実施に必要なリソース |
| スキルとカルチャー | 計画を設計、実施、監督するチームや個人が、その役割を果たすために十分なスキルと知識を得られるよう、研修と能力開発を行う(取締役会や上級管理職レベルも含む)。チェンジマネジメントプログラムを実施し、オープンなコミュニケーションを促進し、ネットゼロ移行計画を組織の文化や慣習に根付かせる。 | 既存・必要な知識・スキル |

「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」(2/2)

□ GFANZでは、金融機関が実体経済のネットゼロへの移行を支援するための方策を、**大きく4つに区分**している。

○金融機関が実体経済のネットゼロへの移行を支援する方策(以下の4つの活動・企業に対するファイナンスや支援)

| | | |
|----|---|---|
| 1. | 多排出の技術やサービスを置き換える(replace)の方策の開発・拡大 | 能動的に経済全体での気候変動関連のソリューション(方策)を拡大するアプローチ。経済全体での排出削減の代替策や、ジャストランジションの実現の前提条件 |
| 2. | 既に1.5°C目標と統合的な企業 | 気候分野を先導する企業等を支援することで、金融機関が取引関係にある実体経済に対して適切な移行を求めている旨をシグナリング |
| 3. | ネットゼロに向けた企業の移行(1.5°Cの業態別パスウェイと統合的で透明・堅牢な計画に基づくもの) | 多排出産業と低排出産業、双方の企業の移行計画の導入を支援するアプローチ。適切な条件付けが必要 |
| 4. | 多排出資産の計画的な除却の加速 | 世界の排出削減と円滑な移行のために不可欠(次ページ以降参照) |

- 秩序だったネットゼロへの移行のためには、**多排出産業への支援を含む4つの方策全てが必要**であり、いずれの手法も、特に3と4については、**従来と変わらない事業へのファイナンスによるグリーンウォッシュの可能性があり、これを防ぐための透明性とアカウンタビリティの確保、又は適切な精査とガバナンスが必要**としている。
- このため、GFANZとして移行計画やパスウェイのあり方等について議論を進め、各金融機関も顧客企業の脱炭素を促す必要があるが、一方で、資金撤退は必ずしも企業の排出減少につながる可能性があり(次頁参照)、**ファイナンスドエミッションの削減(reducing financed emissions)のほか、実際の排出削減に資するファイナンス(financing emissions reductions)に取り組むべき**としている。

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

(本レポートの問題意識) - Executive Summary 抜粋 -

- ❑ 1.5°C目標達成のために金融機関が果たす役割は大きい。多排出資産の早期除却を通じたGHG削減が目的であっても、多くの金融機関(貸し手・投資家等を含む)は多排出資産への資金供給に躊躇している。
- ❑ 管理された多排出資産の計画的除却についてその手法を検討していくことは企業や金融機関に対して、ダイベストに代わる選択肢を与えることになる。またダイベストは脱炭素化に貢献しうるが、意図しなかった結果ももたらしうる。具体的には、金融機関がダイベストすることで、多排出資産が気候変動に関して相対的に野心的でなく開示や精査に消極的な者の手に渡れば、多排出資産の延命が行われるか、更にはGHG排出量の増加を招く可能性もある。
- ❑ 多くの多排出資産は代替される技術が実装されるまでの間、短期的には運用され、資金も供給される必要がある。
- ❑ ネットゼロに向けてコミットしている企業や金融機関が取るべきアプローチは、ただ多排出資産を誰かに売却することではなく、彼らのポートフォリオからGHG排出量を削減させることである。

1.5°C目標達成のために...

- ① 無排出・低排出な新たな資産の開発
- ② 既に1.5°C目標と整合的な企業への支援
- ③ 既存の多・低排出セクターを脱炭素化
- ④ 膨大な多排出資産を早期除却

資金供給によりサポート

金融機関

多排出資産の計画的な除却に関するメリット

- ① 秩序ある移行を促進する
- ② 公正な移行(ジャスト・トランジション)や重要なサービスの継続を支援すべく、より幅広いステークホルダーを取り込む
- ③ 多排出産業に対して、金融機関が引き続きエンゲージメントを行うことで、ネットゼロに向けたトランジションを支援することができる。
- ④ 多排出資産を所有しながらも信頼できる移行計画を定めている企業が金融から隔離されることを緩和する。

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

□ ネットゼロと統合的な戦略としての計画的な除却(MP)を進めるために、下記の6点が必要となる可能性がある。

| | |
|---|--|
| a | MPに合わせた、将来を見越した指標や目標設定 金融機関と企業によるネットゼロへ向けたトランジション計画の中で、MPの位置づけを明確にすることを旨とした目標設定のためのガイダンス |
| b | MPなどネットゼロと統合的な戦略を企業が継続できるような、金融機関の理念や条件設定 ネットゼロ移行に沿った脱炭素化を目指す取引を妨げないよう、MPを含む信頼できる移行計画の必要性を、ファイナンス理念や条件の構築に組み込む。 |
| c | 多排出産業の信頼できる移行計画、それに裏付けられたネットゼロと統合的な資産ごとの運転期間 セクター・地域の特色を踏まえたMPまでのタイムフレーム(1.5°C目標から導出される、整合性のあるもの) |
| d | ネットゼロに向けた移行と整合するように早期償還すべきと考えられる資産の特定を支援するツール 下記について資産ごとに精査できるツールを開発・実装していく ・資産の脱炭素は可能か、除却が必要なのか、それはどのタイムラインで行われるのか ・低GHG排出量の技術革新の準備や促進となり得るか ・MPに参加を表明するステークホルダーは他にいないか |
| e | MPを支える金融スキームに関するガイダンス (リスク/リターンプロファイルに適合した必要資本など) |
| f | ネットゼロに向けたMPを有効な手段として支える政府の政策 |

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

- 下表のように、デッドファイナンスにおいて、MPがない多排出資産への融資(現状維持)や、資金撤退(divestment)の場合と比べて、MPを好意的に捉えるべき理由(表右列の青:顧客との関係性/影響力を維持し、実際の排出量の削減につなげていくこと等)をまとめている。

■ プラス効果 ■ 中立的効果 ■ マイナス効果

| | 現状維持 | 資金撤退 | 計画的な除却 |
|----------------|---|--|---|
| システムレベルのGHG排出量 | GHG排出量の削減なし | GHG排出量を削減できない可能性がある(多排出資産の資本コストを増加させたり、低排出活動に資金を振り向けたりする可能性がある)。 | GHG排出量の削減 |
| ネットゼロコミットメント | コミットメントとの抵触 | コミットメントに適合 | コミットメントに適合する可能性あり (MPのタイミング次第) |
| 顧客との関係性 | 顧客との関係性/影響力の維持 | 顧客との関係を失い、影響力を減じる | 顧客との関係性/影響力の維持 |
| リスク調整後のリターン | 現在のリターン/返済プロファイルは維持されるものの、座礁リスクの増加により長期的な損失リスクは高まり、それが急速に具現化し突然の損失に繋がる可能性がある。 | 短期的なキャッシュ・フロー創出からの撤退 | MPは、座礁リスクを低減し、資金提供(期間およびリプレイス)を調整することができるが、資金拠出期間を短縮する可能性がある。 移行資産へのファイナンス拡大の可能性もある。 |
| 流動性 | これらの資産のデッドファイナンスに対する市場の投資意欲は低下する。 | 将来の流動性の問題を回避する可能性 | ネットゼロ統合的な方法で資産に関与することにより、グローバルな債券市場へのアクセスが向上する |

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

□ MPに適した資産を特定するためのフレームワークとして以下を提示 (initial framework)。

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 計画的に除却されるべき資産なのか | 潜在的に考慮すべき事項としては下記の性質がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・多排出セクターに属する資産なのか。 ・再開発や改修を通じた脱炭素化するための投資の余地はあるか。 ・セクター内で資産がどのように位置づけられているか。 ・資産の既運転期間。運転期間が短い資産は潜在的な運用可能期間よりも早期に除却される計画が必要となる場合がある。 |
| 2 | どのような時間軸で、償還/計画的除却されるべきなのか | <ul style="list-style-type: none"> ・資産の一般的な運用期間/耐用年数 ・ネットゼロ/1.5°C目標と統合的なセクター別パスウェイから示唆される、除却に向けた時間軸。 |
| 3 | 関心を持つステークホルダーがいるか | <ul style="list-style-type: none"> ・資産は幅広いステークホルダーの利益に関連しているか。 ・資金調達支援および正当な移行における考慮事項(例えば、雇用、サービスの継続性)にどのような影響を及ぼすか。 |

■ また、電力、鉄鋼、自動車/トラック、航空、建物、化石燃料製品における事例を取り上げて、企業の移行戦略と、移行の対象となる対象の資産、MPとしての金融機関や政府からの支援を紹介している。以下は抜粋

| セクター | 企業の移行戦略 | 対象資産 | 具体例 |
|------|------------------|----------|--------------------------------|
| 電力 | 化石燃料から再生可能エネルギーへ | 化石燃料プラント | ADBが石炭火力の削減に向けた官民の基金を創設。 |
| 鉄鋼 | 新技術によりGHG排出量を削減 | 高炉 | カナダ連邦政府は高炉から電炉への転換に\$400mnを投資。 |

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

- 金融機関と企業が移行計画の一環として提供することが期待され得る事項として、以下のような開示フレームについてGFANZとして議論を開始している

| テーマ | 示唆される提供・開示情報 |
|--------|--|
| 基礎的な情報 | <p>○OMPが当該資産にとって適切で、どのようにネットゼロに整合的か、また当該企業のネットゼロや気候変動への戦略、より広い経営戦略に適合していることを説明する。</p> <p>○ジャストランジションやサービスの継続がどのようにMP計画に考慮されているか明記する。</p> |
| 実行戦略 | <p>○資産を除却するタイミングなど、MPにおけるキーマイルストーンと行動、また、計画に付随する仮定や不確実性について明確にする。</p> <p>○OMP計画によるリスク、利益、インパクトについて提示するとともに、必要な資金の調達方法や計画に沿った除却に対するインセンティブ付けの方法について説明する。</p> <p>○金融機関が多排出セクターに対応するための理念や条件の中で、MP計画がどのように扱われるかを提示する。</p> |
| 対話戦略 | <p>○計画や進捗の状況、合意した重要指標など、企業と金融機関の対話について記載する。</p> <p>○管理指標が計画から外れた場合のエスカレーション・プロセスについて定める。</p> <p>○計画に関連して行った対話や協力について要点を記載する。</p> <p>○計画に関連して行う政府や公的部門との対話等について提示する。</p> |
| 指標と目標 | <p>○下記について、提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該資産のGHG排出量と計画の実行によるGHG予想削減量とその時期 ・仮定やスコープなど算定の根拠、計画と当該資産と関連するセクター別パスウェイとの整合性 ・計画により創出されると期待されているカーボンクレジットの詳細 ・GHG排出削減目標からみた進捗、その他進捗を把握・管理するための指標 |
| ガバナンス | <p>○計画の資金調達と連動した報告事項について明確にし、計画の終了基準について提示する。</p> <p>○計画の指標が経営陣のインセンティブや報酬とどう関係しているか説明する。</p> <p>○計画に関連する公正な移行措置の一環として、再教育プログラムの記載を検討する。</p> |

多排出資産の計画的な除却(Managed Phaseout)の概要(GFANZ, 2022年6月)

□ 多排出資産の計画的な除却を普及させるため、GFANZが今後行う9つのアクションを提示。

| | アクション | 具体的内容 |
|-----------------------|--|---|
| 信用性と インセンティブ 付与 | ①MPアプローチに対する期待を確立する | 金融機関と資産所有者-事業者の双方のためのガイダンスを策定(実体経済に近い組織と協業する可能性もある)。 |
| | ②金融機関および企業向けの移行計画ガイダンスおよびパスウェイ策定において、MPを取り込む | ・ネットゼロアライアンス、移行計画策定の主体、関連イニシアティブとの協働。 ・セクター別パスウェイにおけるGFANZの取り組みが、いかにネットゼロと統合的な資産償還時間枠に係るベンチマーク策定の議論をサポートできるかを検討。 |
| | ③排出を削減するMPの指標と目標が存在することを確実にする | GHG排出量を追跡し、脱炭素を進めるインフラを開発する適切なアプローチの決定。 |
| 資金動員 | ④資金調達メカニズムに関するガイダンスを策定する | MPの資金調達メカニズムに関するガイダンスを策定。 |
| | ⑤既存の資金調達メカニズムを超えてイノベーションを起こす | 2023年、新たに、計画的除却の資金調達メカニズムに焦点を当てたプログラムへの資金提供を検討。 |
| 多排出資産 の特定 | ⑥MPに関連する資産を特定するための枠組みを策定する | |
| | ⑦MPに関連する資産を特定するための(データ)ツール開発を支援する | |
| インパクトの大きいプロジェクトの動員 | ⑧新興市場および開発途上経済における気候目標を支援すべく、各国のプラットフォームにMPを組み込み、民間金融を促進する | ネットゼロ統合的プロジェクトおよび資金調達へのアプローチの一環として、計画的な除却を組み込むための国別プラットフォーム・イニシアティブに関与。 |
| | ⑨経済全体の脱炭素化の一環としてMPを支援することができる公共政策措置を定める | ネットゼロ公共政策に関するGFANZワークストリームは、公的セクターに対し、MPに役立つ公共政策措置についてエンゲージメントを行う |

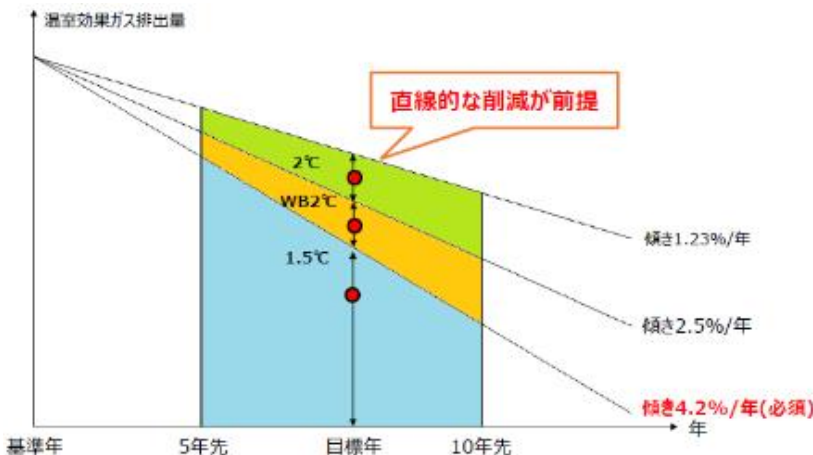
Science Based Targets (SBT)

- CDP (国際NGO)、国連グローバル・コンパクト、世界自然保護基金等が共同で運営するSBTi(The Science Based Targets initiative)が設定する、**パリ協定の水準と整合した企業が設定する温室効果ガスの排出削減目標**。
- SBTiが定める基準に沿った目標を設定し、SBTiに申請することで、**認定を取得可能**。

【SBT概要】

- ✓ Scope 1, 2が必須。Scope 3が総排出量の4割を超える場合はScope 3も目標設定が必須。
- ✓ 基準年から5~10年先の範囲で企業が選択する目標年について、基準年と比して到達すべき削減目標を設定
- ✓ Scope1,2については、原則、SBTiがIEAシナリオを基に起算した産業全体のGHG排出量削減量と同程度の総量目標を定める必要
- ✓ Scope3の目標については総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標を設定
- ✓ いくつかのセクターについては、各セクターの特性を踏まえたSDA (Sectoral Decarbonization Approach)を参照した目標設定も可能(例えば、金融機関向けにはその特性を踏まえたガイダンスが策定されており、例えば不動産については原単位を用いつつ設定する等)。

Scope1/2の目標設定イメージ (出所:環境省HP)



例)三菱電機によるSBT認証目標設定

| | |
|-----------|-------------------------------|
| スコープ1+2※1 | 2030年までにGHG排出量を2016年度基準で18%削減 |
| スコープ3※2 | 2030年までにGHG排出量を2018年度基準で15%削減 |

※1 スコープ1: 自社における燃料使用に伴う直接排出
スコープ2: 外部から購入した電力や熱の使用に伴う間接排出

※2 スコープ3: スコープ1、2を除くバリューチェーン全体からの間接排出(カテゴリー11 “販売した製品の使用”)

(出所)三菱電機 HP

Transition Pathway Initiative (TPI)

- 世界の上場企業や金融機関等の脱炭素に関する取組み状況进行评估する、世界的なアセットオーナー等が運営する民間のイニシアティブ。英FTSE社、LSE(ロンドンスクールオブエコノミクス)のグランサム気候変動・環境研究所をパートナーとして、データ収集・分析を進めている。
- 評価結果はFTSE社の指数組成に利用も利用されており、ロンドン証券取引所とも連携している。

(A社のManagement Quality)

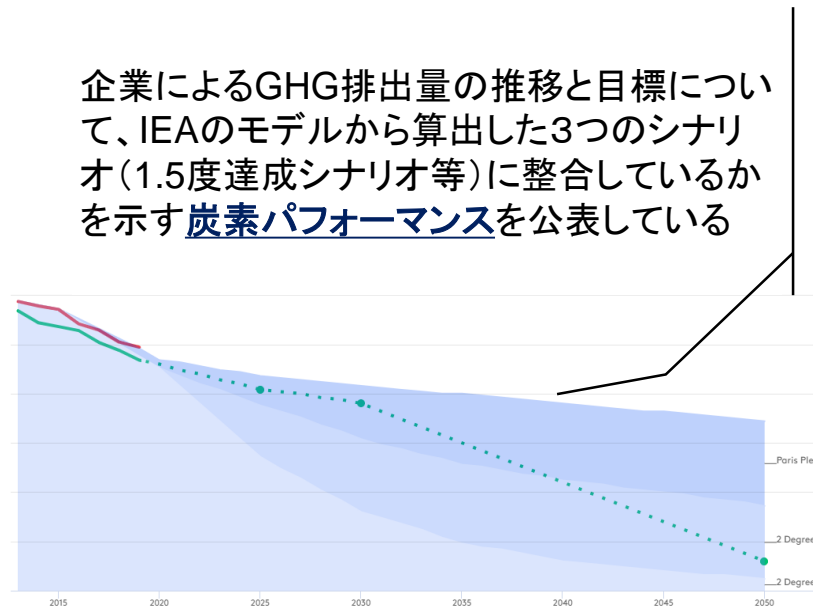


経営認識、企業戦略、目標設定、企業開示、リスク評価、取締役の報酬等について、GHG排出と移行リスク・機会に関する**マネジメントの質を**、5段階で評価・公表している

(TPIによる評価の例)

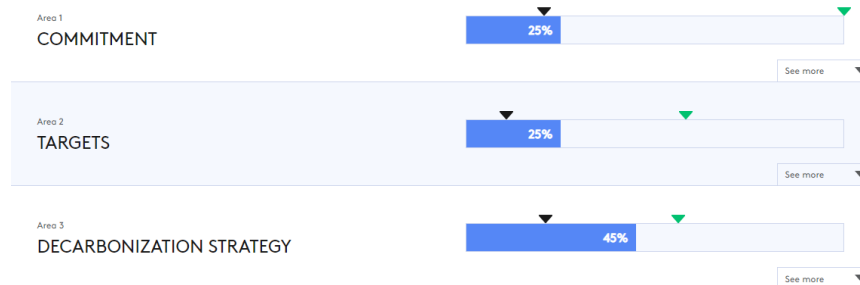
(B社のCarbon Performance)

企業によるGHG排出量の推移と目標について、IEAのモデルから算出した3つのシナリオ(1.5度達成シナリオ等)に整合しているかを示す**炭素パフォーマンス**を公表している



(C銀行のBanks評価)

- ✓ 足許では銀行への評価も行い、各銀行の**コミットメント、目標設定、脱炭素に向けた戦略等**を評価している



(出所) TPIウェブサイト

Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)

- Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)は、**金融業界のパリ協定との整合性**を促進することをミッションとしており、PCAF加盟機関はファイナンスドエミッションを計測、開示する。
- PCAFは、2020年11月に、GHG排出に関連するリスク管理、機会の特定の出発点となる、ファイナンスドエミッションの測定手法に係る**PCAFスタンダード**を公表。

PCAFの概要

| | |
|-------|---|
| 設立経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2015年12月にオランダの金融機関14社がASN Bankのリーダーシップの下でPartnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)を設立。 ■ 2019年9月以降はその活動をグローバルに拡大。 |
| ミッション | <ul style="list-style-type: none"> ■ 金融業界のパリ協定との整合性を促進。 ■ 上記のミッションの下で、PCAF加盟機関は、投融資ポートフォリオのGHG排出量を計測、開示するための基準を共同で開発。 |
| 加盟機関数 | <ul style="list-style-type: none"> ■ グローバルで227機関が加盟し、総金融資産50.7兆ドル(2022年3月5日時点)。 ■ 加盟機関は、機関投資家、資産運用会社、商業銀行、開発銀行、輸出信用機関、金融サービスグループ、保険会社、投資銀行、 |

PCAFスタンダードの概要

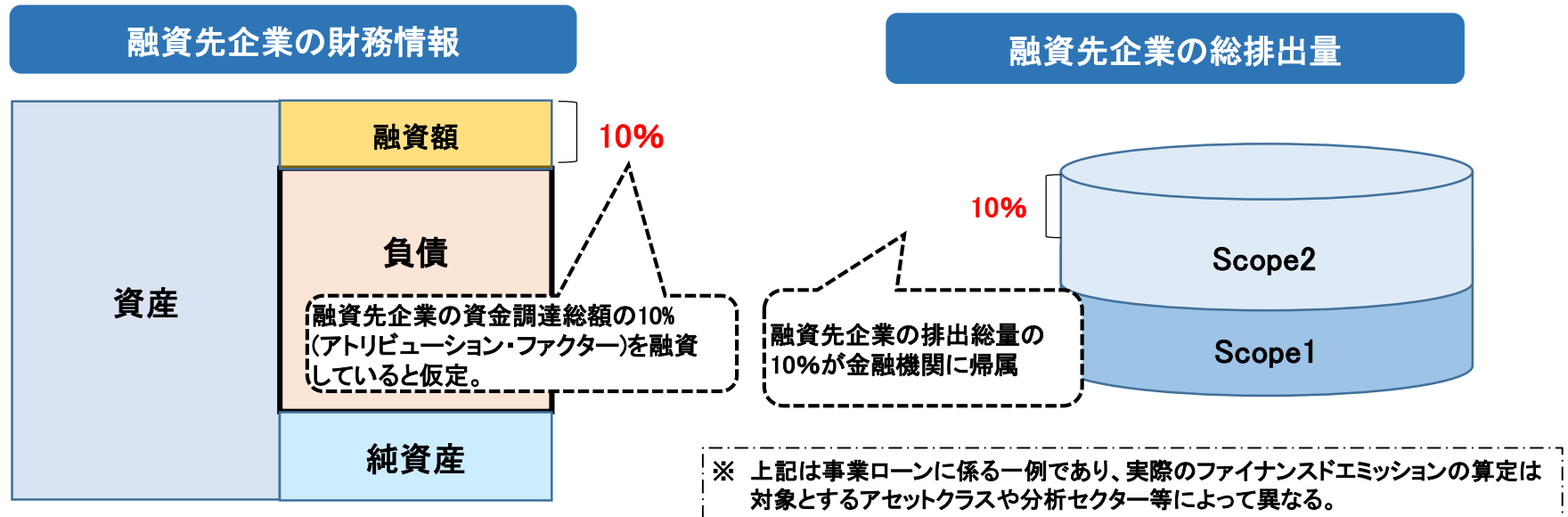
- PCAFスタンダードでは、主に金融機関の投融資ポートフォリオのGHG排出量について、下記の5つの把握プロセスやその方法論を紹介。

| No. | 項目 | 検討項目例 |
|-----|-------------------|--|
| ① | 分析対象アセットクラスの決定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 上場株式・社債、事業ローン・非上場株式、プロジェクトファイナンス、商業用不動産、住宅ローン、自動車ローンのうちどのアセットクラスを計測対象とするか |
| ② | 分析対象セクターの決定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ アセットクラスの全セクターを計測対象とするか、炭素集約的な一部セクターのみを計測対象とするか |
| ③ | 投融資先の排出量データの収集 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引先の排出量データは開示されているか ■ どのデータソースを利用するか。また、情報バンダーは利用するのか ■ Scope1,2,3の値はそれぞれ収集可能か ■ 排出量データの取れない先はどうするのか |
| ④ | 投融資先の財務・活動量データの収集 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引先の活動量データとしてどのようなデータを収集すればよいか。収集は可能か ■ 取引先の財務データとしてどのようなデータを収集すればよいか |
| ⑤ | ファイナンスドエミッションの計算 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 計測の方法論はどのようなものか ■ 排出量データが収集できない先はどう計算すればよいか ■ アセットクラスごとの値をどう合算するのか |

ファイナンス・エミッションとは

- ファイナンスエミッションは、投融資先の資金調達総額に占める自社の投融資額の割合（アトリビューション・ファクター）に投融資先の温室効果ガス(GHG)排出量を掛け合わせることで計測。
- 国際的なイニシアティブ（NZBA等）に参画する金融機関の多くは2050年にファイナンスエミッションをネットゼロにすることを目指している。

ファイナンスエミッションの計測例



$$\text{ファイナンスエミッション} = \sum_i \text{アトリビューション・ファクター}_i \times \text{排出量}_i \quad \text{アトリビューション・ファクター}_i = \frac{\text{投融資額}_i}{\text{資金調達総額}_i}$$

ご議論いただきたい点（まとめ）

- P1で「共有・議論すべき論点の一例」として3点あげているが、これら以外に金融機関の脱炭素の取組みを推進する上で必要な論点はあるか。
- GFANZ等の取組みは民間主体の任意の取組みではあるが、1.5°C目標と科学的に整合した目標設定やファイナンスドエミッションの測定など市場でのスタンダード化の動きも見られ、投資家の視線も高まっている。このようなスタンダードを国内に適用する際の課題についてどのようなことが考えられるか、またこうした課題に対応するために金融庁・政府としてはどのような支援を行うべきか。
- 地域金融機関においては、産業構造など地域の特性を踏まえて個別の対応を進める必要があるが、企業との対話、自治体や業界団体等地域における関連ステークホルダーとの連携、サプライチェーンや産業単位での対応、またそのための人材を含めたリソースの確保など多くの課題に直面している。こうした中で、地域の金融機関としての対応にどのような留意点があるか、またそのために金融庁・政府としてはどのような支援を行うべきか。
- 本年7月に公表した「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」との関連も含め、本検討会の成果を金融庁として具体的にどのような成果につなげていくべきか。

(参考資料)

GX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月閣議決定)では、国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション(GX)投資を実現**することとしている。
- 政府においては、本年7月に「GX実行会議」を設置し、今後、新たな5つの政策イニシアティブを盛り込んだ「**GX投資のための10年ロードマップ**」を策定予定。

「GX投資のための10年ロードマップ」に盛り込む5つの政策イニシアティブ



「サステナブルファイナンス有識者会議」

□ 趣旨

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、「経済と環境の好循環」を作り出していくことが政府全体の課題。日本企業は、そのための高い技術や潜在力を有しており、国内外の成長資金が、こうした企業の取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。こうした観点から、考えられる課題や対応案について検討するため、金融庁に、「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置。

□ 議論の経過(2020事務年度)

| | 議 題 | 報告者 |
|-----|------------------------------|--|
| 第1回 | サステナブルファイナンス総論 | 水野弘道氏(国連事務総長特使及びPRI理事)、高村委員 |
| 第2回 | 企業による気候関連開示の充実 | 足達委員、井口委員、小野塚委員、手塚委員 |
| 第3回 | 金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供 | 岸上委員、渋澤委員、田代委員、林(礼)委員 |
| 第4回 | 金融機関によるサステナブルファイナンスの推進 | 藤井委員、吉高委員、林(尚)委員、中村委員、半田委員 |
| 第5回 | 気候変動と金融全般 | 安間匡明氏(SIIF エグゼクティブ・アドバイザー)、大林ミカ氏(自然エネルギー財団 事務局長)、工藤拓毅氏(日本エネルギー経済研究所 理事)、小西雅子氏(WWFジャパン 専門ディレクター)、末吉竹二郎氏(UNEP-FI 特別顧問) |
| 第6回 | 論点整理 | - |
| 第7回 | 報告書案検討 | - |
| 第8回 | 報告書案検討/ソーシャルボンドガイドライン(草案)の概要 | 北川哲雄氏(ソーシャルボンド検討会議座長・青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授) |

「サステナブルファイナンス有識者会議」

□ 議論の経過(2021事務年度)

| | 議 題 | 報告者 |
|------|--|---|
| 第9回 | 今後のサステナブルファイナンスの取組み | — |
| 第10回 | JPXサステナブルファイナンス環境整備検討会中間報告 ESG評価・データ提供機関 | 小沼委員、三木誠氏(日本取引所グループ サステナビリティ推進本部 事務局長) |
| 第11回 | サステナブルファイナンスの取組の全体像と金融庁の取組の進捗 - ESG公募投資信託を巡る状況 - 金融機関における気候変動への対応の基本的な考え方 ネットゼロに向けた金融機関の取組み アセットオーナーにおけるサステナビリティの取組み | 伊藤文彦氏(SMBCグループチーフサステナビリティオフィサー)、宮下裕氏(MUFG代表執行役常務グループチーフストラテジーオフィサー)、角田真一氏(みずほFGコーポレート・インスティテューショナル業務部サステナブル推進室室長)、木村武氏(PRI(国連責任投資原則)理事) |
| 第12回 | ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例示文書(指標集) 報告書案検討 | 北川哲雄氏(ソーシャルボンド検討会議座長・青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授) |
| 第13回 | ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書(案) 金融庁の取組の進捗 - 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 報告書案検討 | 北川哲雄氏(ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会座長・青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授) |

サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 -持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-

- 金融庁サステナブルファイナンス有識者会議は、昨年6月に報告書を公表し、「**企業開示の充実**」、「**市場機能の発揮**」、「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」などのサステナブルファイナンスの推進策について、提言。
- 2022年7月、この1年の各施策の進捗状況のほか、国内外の動向等を踏まえた**更なる課題と提言を発信するため、有識者会議としての第2弾の報告書を公表。**

アセットオーナーに係る課題共有

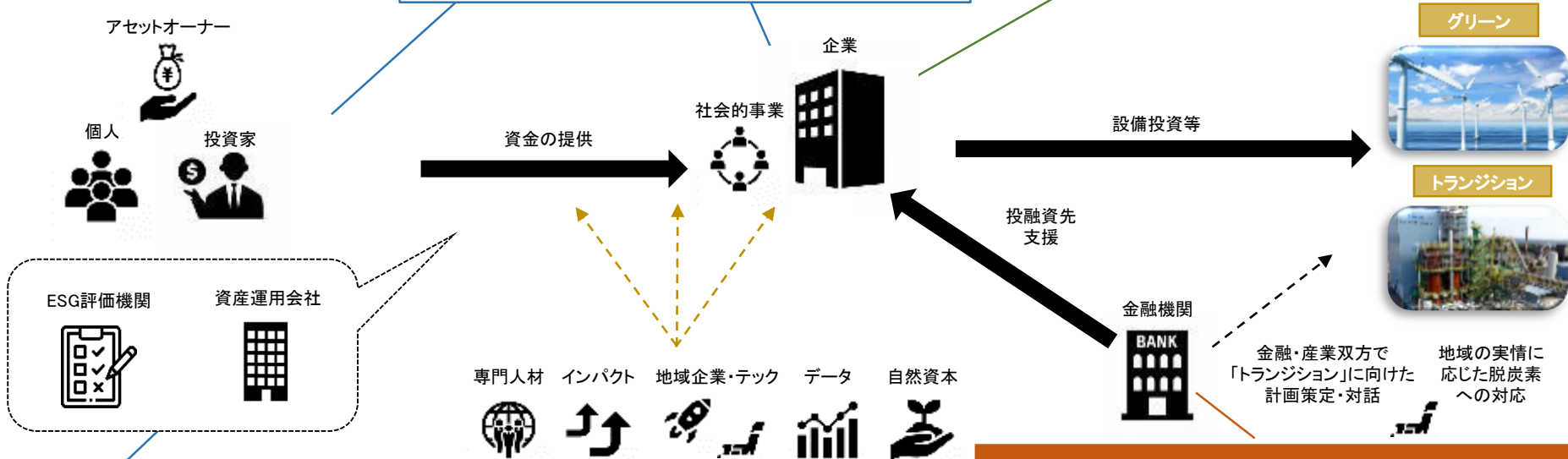
- 今後、機関投資家が持続可能性向上に向けた取組みに着目し、**受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握・共有**

ESG投資に係る環境整備

- 日本取引所グループ(JPX)において、ESG投資情報を集約した「**情報プラットフォーム**」を7月に立ち上げ。今後は、**データの拡充など更なる機能拡充を検討**
- ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例を7月に公表

企業開示の充実

- **気候変動対応等に関するサステナビリティ開示の充実に向けた方策を6月に公表。**早急に制度整備を行う
- 今後は、IFRS財団における国際的な基準策定の動きに対し、**わが国の意見を集約・発信していく**



ESG評価機関・投資信託

- ESG評価機関の行動規範(案)を7月に公表。夏頃までに最終化し、遅くとも年度末までに、**受入れ状況を取りまとめ・公表**
- ESG投信に係るモニタリング結果を5月に公表。年度末を目途に監督指針を改正

横断的取組み

- 専門人材の育成にむけた方策(民間事業者等による資格試験の導入への支援等)を検討
- 脱炭素に関する中小企業・スタートアップの推進策を関係省庁と連携
- 関係省庁と連携し、政策の全体像やロードマップを適時に更新しつつ、**一体的に発信**

金融機関と企業の対話促進

- 金融機関向けの気候変動ガイダンスを7月に公表
- 今後、GXリーグ(※)とも連携し、**ネットゼロに向けた産業・企業の排出削減に係る経路の見える化を促進。**また、取引所における実証実験等を通じたクレジット取引のあり方に係る検討につき、関係省庁と連携
- また、地域金融機関等に対し、各地で、**中小企業が取り組みやすい脱炭素の対応**につき、関係省庁と連携して浸透を図り、課題を収集する

(※)GXリーグ:脱炭素に挑戦する企業が、カーボンプレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、経産省が設立予定。3月末まで賛同企業を募集し、440社が賛同。

有識者会議として、今後も随時、サステナブルファイナンスの施策の全体像・進捗状況等をフォローアップ・取りまとめ、発信

Ⅱ. 社会課題解決による新たな成長が国民に広く還元される金融システムを構築する 2. サステナブルファイナンスの推進

気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の推進が不可欠となっている。

とりわけ、気候変動については、2050年カーボンニュートラル目標へ向けた経済・社会の移行(トランジション)を円滑に進めるために長期にわたり多大な投資が必要であり、そうした移行を支えるトランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。

企業のサステナビリティ開示の充実

- 経済社会の持続可能性に係る課題が自社の事業活動にどのようなリスクと機会をもたらすかを考え、対応戦略を練ることは、中長期的な企業価値の維持・向上に不可欠となっている。2022年4月に発足したプライム市場の上場企業に対しては、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めている。さらに、気候変動にとどまらず、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設する。
- 各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。このため、基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、我が国の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指す。
- 具体的には、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて国際的な意見発信を行うとともに、人材面・資金面でも積極的な参画・貢献を行う。
- SSBJが、国内におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するにあたり、その役割を積極的に果たせるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJの法令上の位置づけ等について検討を行う。

- サステナブルファイナンス市場が健全に発展するためには、投資家、資産運用会社、ESG 評価機関等がそれぞれ期待される役割を果たすことで、金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要である。
- このため、生命保険会社や年金基金などのアセットオーナーが投資方針を踏まえた的確なESG要素の考慮を通じて、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大の両方を図っていくために、どのような課題があり得るかについて、アセットオーナーや関係省庁、国際機関等の関係者と連携し、把握していく。また、ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正する。
- 評価の透明性確保等の観点から、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、国内外の賛同状況を2022年度末までに公表する。
- 日本取引所グループのESGに関する情報プラットフォームが我が国のESG投資の基盤となるよう、企業データも集約し、対象金融商品の拡大を図るなど、同プラットフォームの拡充を進める。
- ESG課題のうち、特に気候変動問題については、脱炭素社会の実現に向けた企業や金融機関の着実な移行を支えるトランジションファイナンスの促進が重要である。このため、GX経済移行債(仮称)を含むGX投資のための10年ロードマップの策定やGXリーグの稼働に向け、積極的に貢献していく。また、カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割についても検討を行う。

金融庁「2022事務年度金融行政方針」(抄)(8月31日公表)

金融機関の機能発揮

- 金融機関と企業が協働して持続可能な社会の実現に向けた実効的な取組みを進めることで、それぞれの経営の持続可能性を高め、我が国経済の成長に繋げていくことが重要である。
- 特に気候変動対応に関しては、企業や金融機関による、2050年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンスを策定する。これに向けて、金融庁は、G20サステナブルファイナンス作業部会の成果物も踏まえ、温室効果ガス排出量削減に係る道筋の具体化を進める内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画のあり方につき議論を深めるほか、海外の先行事例の調査・分析も行う。
- 地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、企業の業種・規模・エネルギー使用量等に応じた課題と支援策を分かり易くマッピングし、地域の関係者に浸透を図る。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、面的な対応につなげる。
- 国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進める。気候変動関連データについては、関係省庁と連携し、研究機関等と企業・金融実務家等との協力のもと、気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法、留意点等の取りまとめに向けて議論を進める。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進める。

インパクトの評価

- 投資による社会・環境面での改善効果(インパクト)を的確に計測・評価することを通じて、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組みを促していくことが重要である。このため、金融庁が2020年6月よりGSG 国内諮問委員会と共催しているインパクト投資に関する勉強会を発展させ、新たな検討会を金融庁として設置し、投資によるインパクトの実務的な計測手法の具体化等について議論を進め、2022年度末までに取りまとめる。特に、気候変動関連のインパクト評価については、温室効果ガス排出量の潜在的な削減効果を評価する枠組みを策定に向けて関係省庁と連携を深める。これを通じて、気候変動の分野で創業に取り組む企業(クライメートテック企業)に対する投資の円滑化を図る。

専門人材育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等(スキルマップ)を見える化し、広く国民に浸透を図る。くわえて、金融関係団体等とも連携し、例えば、大学等における金融関係の講座での、サステナブルファイナンスに関する授業や教材の提供等を検討する。
- なお、生物多様性も含めた自然資本についても、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行う。